第2期 佐用町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度~令和6年度)

令和2年3月 佐 用 町

はじめに

急速な少子高齢化の進行は、社会全体の就労環境や、地域社会のつながり、結婚や子どもを生み育てることに対する考え方などに変化をもたらしています。佐用町においても、少子化が進んで子どもや子育て家庭の環境は大きく変化しています。そうした中、子育て世代を社会全体で支援することが喫緊の課題となっています。

佐用町は、平成27年4月に、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的



として、第2子以降の保育料を無償化しました。それから4年が経った令和元年5月に国が「子ども・子育て支援法」を改正し、同年10月に、保育園や幼稚園などの3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

また本町では、平成27年3月に「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「の びのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的 に推進してきました。この計画への評価をふまえ、今もなお大きく変化している子どもや子育て の環境に対応していくため、このたび令和2年度から5年を期間とする「第2期佐用町子ども・ 子育て支援事業計画」を策定しました。今後も引き続き本計画により質の高い教育・保育の推進、 教育・保育の量的確保、地域の子ども・子育て支援の充実等に向けた取り組みを進めますので、 町民の皆様のご協力をお願いします。

終わりに、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました佐用町子 ども・子育て会議委員の皆様、またニーズ調査等にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、関係 者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

佐用町長 庵 逧 典 章

目 次

| 第1 | 章 計画策定にあたって | 1 |
|----|------------------------|-----|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | . 2 |
| 2 | 計画の法的根拠と位置づけ | . 3 |
| 3 | 計画の期間 | . 3 |
| 第2 | 章 佐用町の子ども・子育てを取り巻く現状 | 4 |
| 1 | 佐用町の現状 | . 5 |
| 2 | ニーズ調査結果の概要 | 12 |
| 3 | 第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画の評価 | 19 |
| 4 | 現状・課題のまとめと今後の方向性 | 21 |
| 第3 | 章 計画の基本理念と施策体系 | 22 |
| 1 | 計画の基本理念 | 23 |
| 2 | 計画の基本目標 | 24 |
| 3 | 施策体系 | 25 |
| 第4 | 章 施策の展開 | 26 |
| 1 | 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり | 27 |
| 2 | 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり | 37 |
| 3 | 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり | 40 |
| 4 | 子育てと仕事を両立できる環境づくり | 43 |
| 第5 | 章 計画の推進について | 44 |
| 1 | 計画の推進に向けた役割 | 45 |
| 2 | 計画の推進に向けた連携 | 47 |
| 3 | 計画の進行管理 | 49 |
| 会老 | · 答料 | 50 |

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成27年の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.45と、平成22年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では社会的な課題となっている「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。

こうした流れを受けて、平成24年8月10日に参議院で可決・成立した子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されました。

子ども・子育て支援新制度では、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実、の3点が主なポイントになります。

本町では平成27年3月に、平成31年度までを計画期間とする「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきました。しかし、本町においても、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

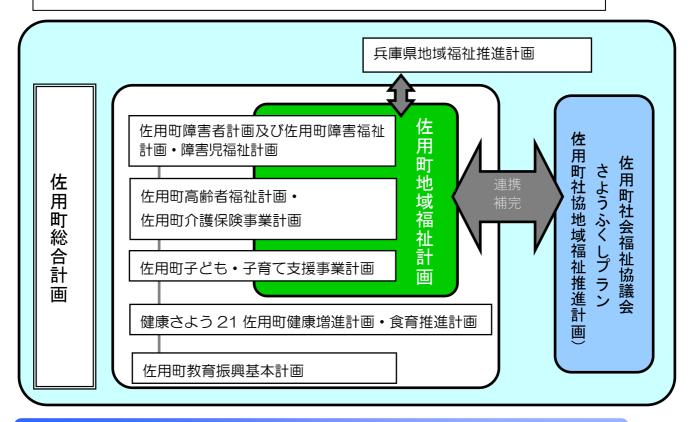
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承するものとします。また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、町の上位計画である「佐用町総合計画」との整合を図り策定しています。

【子ども·子育て支援法(第61条)】 -

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、 適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

(年度)



第2章

佐用町の子ども・子育てを 取り巻く現状

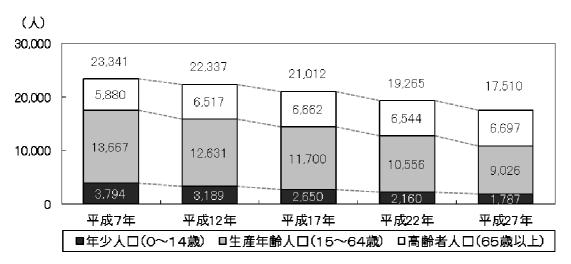
1 佐用町の現状

(1) 佐用町の人口と世帯

① 年齢3区分別の人口推移

佐用町の総人口は、平成2年から平成27年にかけて減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は平成2年から平成17年にかけて増加したのち平成22年にかけて減少したものの、その後は再び増加しています。

■年齢3区分別人口の推移

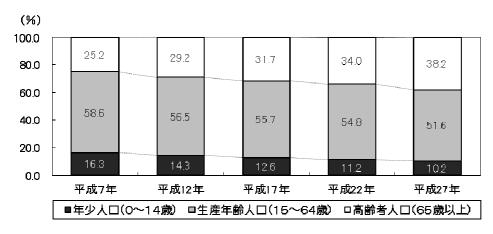


資料:国勢調査

② 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降傾向にあります。一方、高齢者人口比率は大きく上昇しています。

■年齢3区分別人口比率の推移

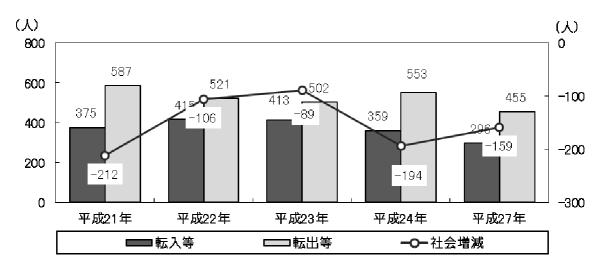


資料:国勢調査

③ 社会動態

社会動態をみると、近年は転入転出とも減少していますが、佐用町の人口そのものが減少しているので、転入転出者数も正比例しているものと考えられます。社会増減としては、転出等が転入等を上回っています。

■社会動態の推移

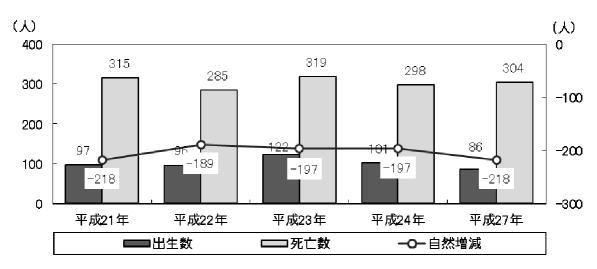


資料:兵庫県人口・土地統計 人口の動き

4 自然動態

出生数、死亡数はほぼ横ばいで推移しています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■自然動態の推移

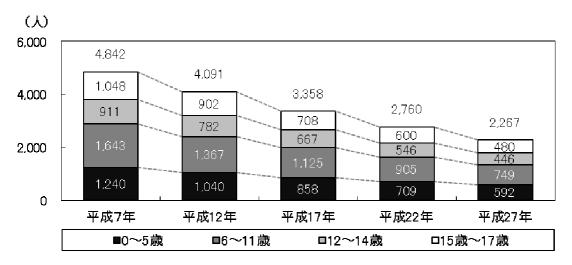


資料:兵庫県人口・土地統計 人口の動き

⑤ 子どもの人口推移

18 歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。平成 27 年には 2,267 人と、平成 7 年に比べ 2,575 人減少しています。

■子どもの人口推移

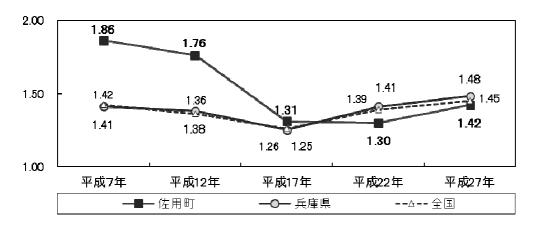


資料:国勢調査

⑥ 合計特殊出生率(15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

佐用町の合計特殊出生率は、平成7年から平成22年にかけて減少傾向にあったが、平成27年には増加に転じた。全国・兵庫県と比較すると平成17年までは高い水準でしたが、平成22年からは低い水準になっています。

■合計特殊出生率の推移(全国・兵庫県・佐用町との比較)



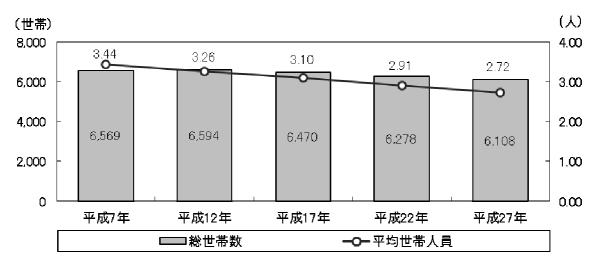
資料:兵庫県厚生統計 合計特殊出生率

(2) 佐用町の世帯の状況

① 総世帯数及び平均世帯人員の推移

佐用町の総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたりの平均世帯人数は減少傾向にあり、平成22年以降は3人を下回っています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

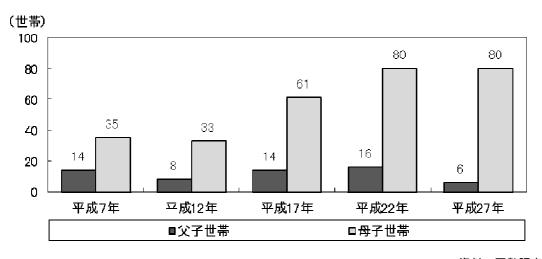


資料:国勢調査

② 父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数は、ほぼ横ばい、母子世帯数は、平成12年から増加傾向にあります。

■父子世帯及び母子世帯の推移

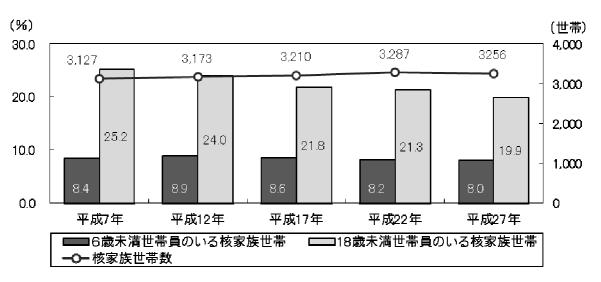


資料:国勢調査

③ 子育て世帯の推移

核家族世帯数は平成7年から増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じました。18歳未満世帯員のいる核家族世帯と6歳未満世帯員のいる核家族世帯においては減少傾向にあります。

■ 6歳未満世帯員及び 18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

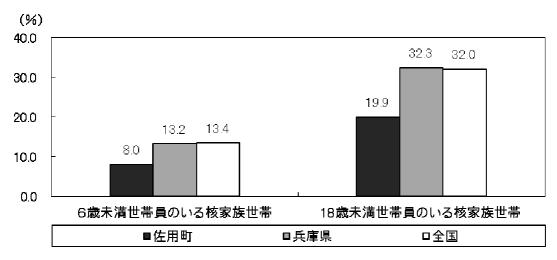


資料:平成27年国勢調査

④ 子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や兵庫県と比較すると、佐用町は全国や兵庫県より低い水 準であることがわかります。

■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合(全国・兵庫県・佐用町の比較)

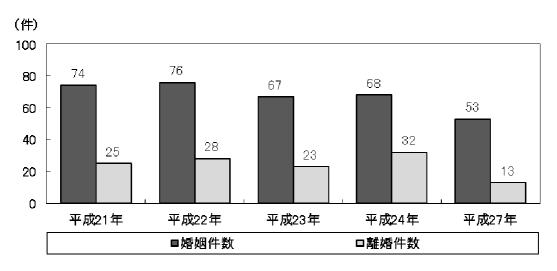


資料:平成27年国勢調査

⑤ 婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数、離婚件数ともに、平成21年から増加と減少を繰り返しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

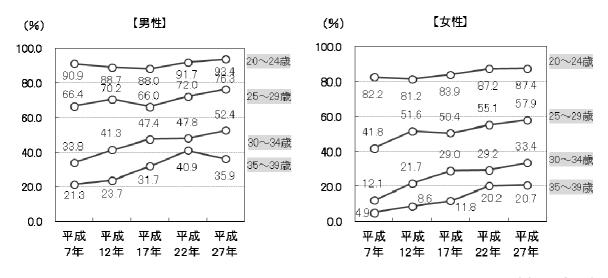


資料:兵庫県厚生統計 人口動態調査

⑥ 未婚率の推移

男性の未婚率は、35~39歳において、平成22年に比べ平成27年は5%下がっています。女性の未婚率は全ての年齢階層で上昇しています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



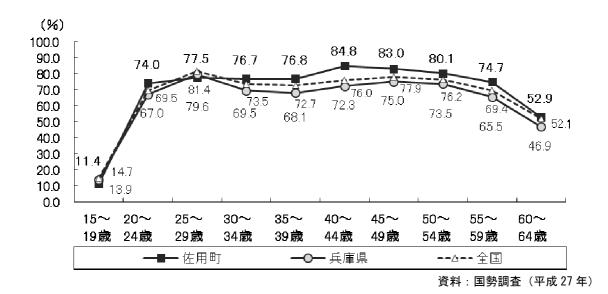
資料:国勢調査

(3) 仕事と家庭の両立

① 女性の労働力率

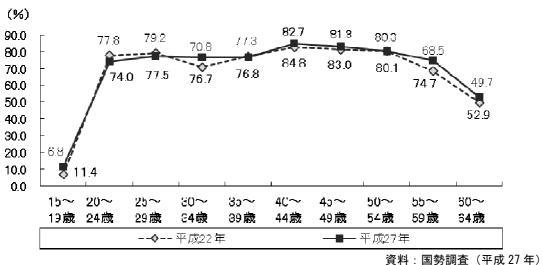
佐用町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型となっ ています。全国・県と比較すると、佐用町はいずれの階層においても労働力率が高くなってい ます。

■女性の年齢階層別労働力率(全国・兵庫県・佐用町の比較)



佐用町における平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、平成27年では平成 22年より20歳代、30歳代後半、50歳代前半の労働力率が低くなっています。

■佐用町における女性の年齢階層別労働力率比較



2 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

| | 本調査は、「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定する | | | | | | | |
|----------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 調本の目的 | にあたり、保育ニーズや佐用町の子育て支援サービスの利用状況や利用 | | | | | | | |
| 調査の目的 | 意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを | | | | | | | |
| | 目的に実施しました。 | | | | | | | |
| | 調査対象地域:佐用町全域 | | | | | | | |
| | 調 査 対 象 者:令和元年6月現在、佐用町に住んでいる「就学前児童」 | | | | | | | |
| | をお持ちの世帯・保護者(就学前児童調査) | | | | | | | |
| | 令和元年6月現在、佐用町に住んでいる「小学生児童」 | | | | | | | |
| | をお持ちの世帯・保護者(小学生児童調査) | | | | | | | |
| 细 木 乳 到. | 抽 出 方 法:住民基本台帳より、就学前児童(0歳~5歳)の末子が | | | | | | | |
| 調査設計 | いる全世帯 415 件、小学生(6 歳~11 歳)の末子がいる | | | | | | | |
| | 全世帯 479 件を抽出 | | | | | | | |
| | 調 査 期 間:令和元年6月19日(水)~令和元年6月27日(木) | | | | | | | |
| | 調 査 方 法:学校・保育園・幼稚園を通じた配布・回収。在宅の就学 | | | | | | | |
| | 前児童、特別支援学校に通う児童をもつ保護者について | | | | | | | |
| | は郵送による配布・回収 | | | | | | | |

| 調査票 | 調査対象者数 (配布数) | 回収数 | 回収率 | |
|-------|--------------|-----|-------|--|
| 就学前児童 | 415 | 311 | 74.9% | |
| 小学生児童 | 479 | 383 | 80.0% | |
| 合 計 | 894 | 694 | 77.6% | |

【ニーズ調査結果の見方】

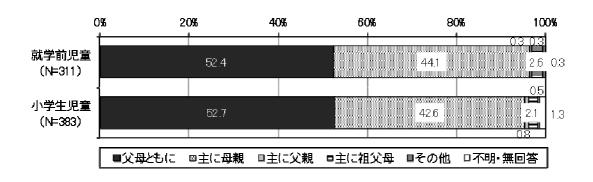
- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ 方式)であっても合計値が 100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分 析文、グラフ、表においても反映しています。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別 が困難なものです。
- ●図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ●本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2)調査結果の概要

① 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で 52.4%、小学生 児童で 52.7%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で 44.1%、小学生児童で 42.6% となっています。

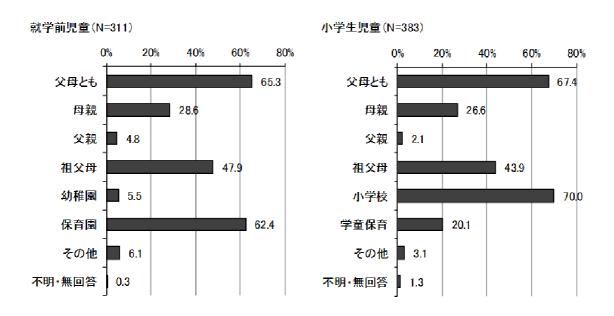
■子育てを主に行っている方〈単数回答〉



② 子育てに日常的に関わっている方(施設)

子育てに日常的に関わっている方(施設)についてみると、就学前児童では「父母ともに」が 65.3%と最も高く、次いで「保育園」が 62.4%と、ともに 6 割を超えています。一方、小学生児童では「小学校」が 70.0%と最も高く、次いで「父母ともに」が 67.4%となっています。

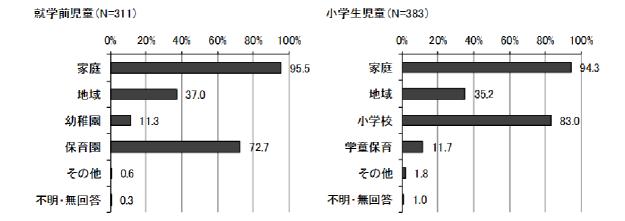
■子育てに日常的に関わっている方(施設)〈複数回答〉



③ 子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で 95.5%、小学生児童で 94.3%と最も高く、次いで就学前児童では「保育園」が 72.7%、小学生児童では「小学校」が 83.0%となっています。

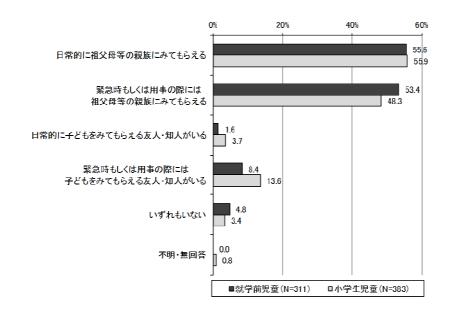
■子育てや教育に影響すると思われる環境〈複数回答〉



④ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で55.6%、小学生児童で55.9%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で53.4%、小学生児童で48.3%となっています。

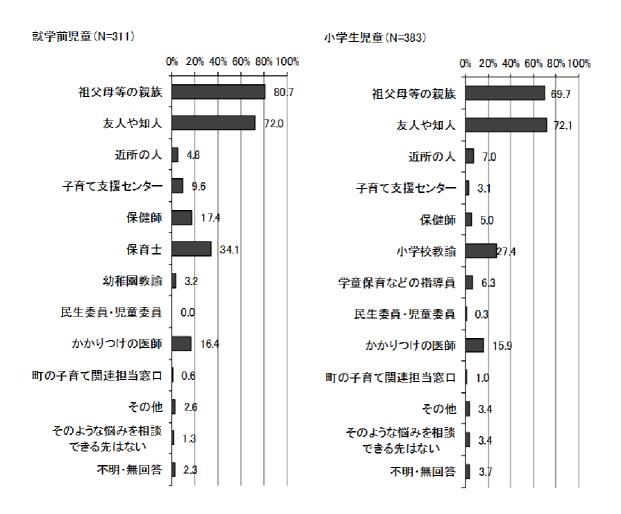
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉



⑤ 子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所

子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所の有無についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が80.7%と最も高く、次いで「友人や知人」が72.0%、「保育士」が34.1%で続いています。一方、小学生児童では「友人や知人」が72.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が69.7%、「小学校教諭」が27.4%で続いています。

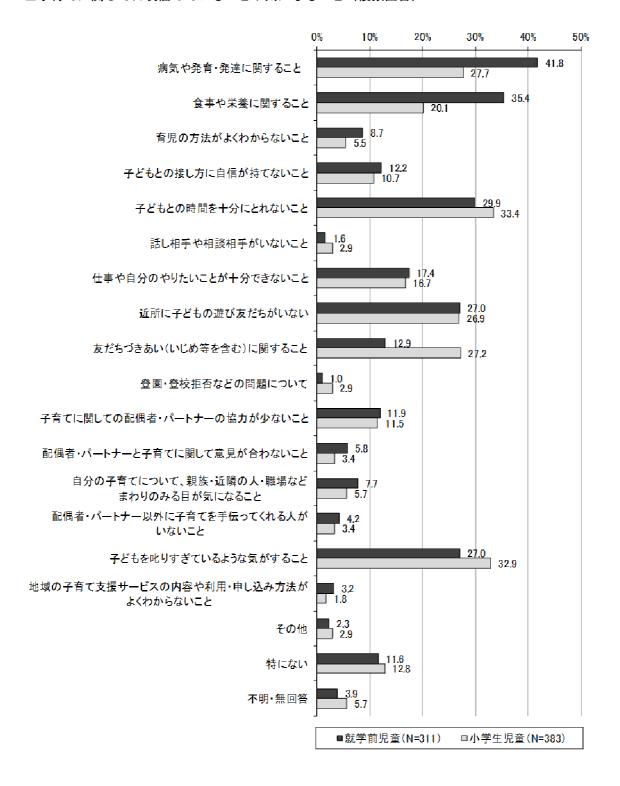
■子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所〈複数回答〉



⑥ 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについてみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が 41.8%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が 35.4%となっています。小学生児童では「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 33.4%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 32.9%となっています。

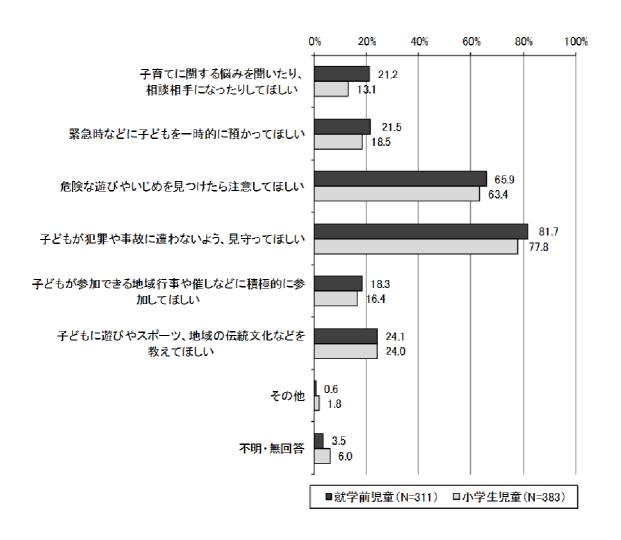
■子育てに関して日頃悩んでいることや気になること〈複数回答〉



⑦ 子育て支援として、身近な地域の人の協力や支援にどのようなことを期待するか

子育て支援として、身近な地域の人の協力や支援にどのようなことを期待するかについてみると、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が就学前児童で81.7%、小学生児童で77.8%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が就学前児童で65.9%、小学生児童で63.4%となっています。

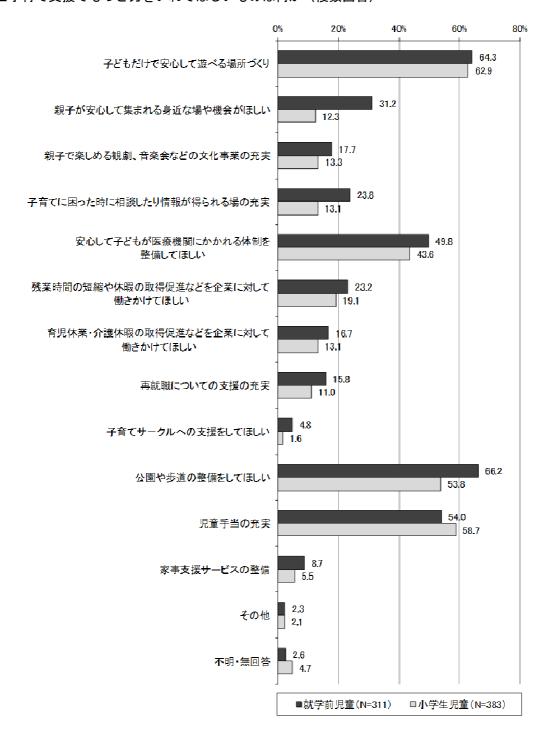
■子育て支援として、身近な地域の人の協力や支援にどのようなことを期待するか〈複数回答〉



⑧ 子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何か

子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何かについてみると、就学前児童では「公園や歩道の整備をしてほしい」が 66.2%と最も高く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が 64.3%となっています。小学生児童では「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が 62.9%と最も高く、次いで「児童手当の充実」が 58.7%となっています。

■子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何か〈複数回答〉



3 第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 施策目標ごとの評価と課題

「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策の進捗の評価と今後の課題について考察します。

(1) 【子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり】

地域における子育で支援サービスの充実として、さよう母子健康包括支援センターを核とした情報発信および相談事業を行い、さらにさよう子育で支援センターの開放やファミリーサポートセンターの実施等を行ってきました。さらに保育サービスの充実を図っていく中で、近年の少子化に伴う園児数と保護者のニーズをくみ取り、佐用町学校規模適正化推進計画とともに保育園の適正化も含めて検討し、地域における子育でがよりよいものとなるよう取り組んでいるところです。

② 【子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり】

妊娠・出産支援事業や不妊支援事業を実施する中で、育児についての不安を軽減し、また子どもとその家族への健康支援として、各種健診事業・訪問や相談事業を行い、子どもの生活習慣を身につけること、豊かな人間性を形成すること、心身ともに健康な成長・発達を支えることができるよう取り組みを推進してきました。さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備などの子育て支援に取り組んできましたが、今後も引き続き、子育て家庭の負担軽減と子育ての不安を取り除き、子どもを産み育てやすいまちに向けて、総合的な子育ての支援を推進していくことが重要です。

③ 【子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり】

子どもの育つあらゆる環境に潜む危険への対策を講じつつ、子どもの発達段階に応じた事故 防止についての学習機会を提供するとともに、自らの身を守る力を子どもに身につけさせてい くことを目的とした交通安全教室を各学校で実施してきました。また、小学校が地域と連携し、 児童の下校を見守る見守り隊などの取り組みを行っています。

また、支援を必要とする子どもへの対応や、ひとり親家庭の自立支援の推進、子育て応援グループのサポートを行い、地域が一体となって子育てを応援できるような環境づくりに努めてきました。今後とも引き続き、子育てが地域とともにあり、楽しく子どもと向き合える環境を整備していくことが必要です。

④ 【子育てと仕事が両立できる環境づくり】

子どもの入園や入学を機に就労を希望する母親が増えている中で、その就労希望が実現できるよう、男女共同参画に関しての意識の向上や意義についての理解を促進するための啓発活動を中心とした取り組みを進めていく必要があります。

また、子育てと仕事が両立できるワーク・ライフ・バランスの実現、男女や世代間の子育て意 識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

(2) 第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画の達成状況

| | 事業名 | 平成 26 年度 【実績値】 | 平成 31 年度 【目標値】 | 平成 31 年度 【実績見込】 |
|----|----------------|-----------------------|-------------------|---------------------------|
| 1) | 通常保育事業 | | | |
| | 利用者数(人) | 585 人 (※H26 年度末実績) | 665 人 (定員) | 363 人 (利用者) 585 人 (定員) |
| 2) | 延長保育事業 | | | |
| | 実施力所数(カ所) | 未実施 | 0 | 0 |
| 3) | 病児保育事業(施設型) | | | |
| | 実施力所数(カ所) | 1カ所 | 1 カ所 | 1 カ所 |
| 4) | 放課後児童健全育成事業(学園 | 宣保育事業) | | |
| | 実施力所数(カ所) | 1 カ所 | 4 カ所 | 4 カ所 |
| 5) | 地域子育て支援拠点事業 | | | |
| | 実施カ所数(カ所) | 未実施 | 1 カ所 | 1 カ所 |
| 6) | 一時保育事業 | | | |
| | 実施力所数(カ所) | 9 カ所 | 7 カ所 | 7 カ所 |
| 7) | ショートステイ事業 | | | |
| | 実施力所数(カ所) | 未実施 | 1 カ所 | 2 カ所 |
| 8) | ファミリーサポートセンター | 事業 | | |
| | 実施力所数(カ所) | 1 カ所 | 1 カ所 | 1 カ所 |
| 9) | まちの子育てひろば事業 | | | |
| | 実施カ所数(カ所) | 4 カ所 | 1 カ所 | 1 カ所 |

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

●子どもたちが安心して過ごせる安全な場所づくりが求められています

子どもが本町で育っていくうえで、のびのびと遊び、そこから学んでいくことは重要なことです。ニーズ調査の中でも、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」を求める声は高くなっており、さらに公園や歩道の整備に関する声も多く、安全・安心な生活環境の整備が必要です。また、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」との意見も多くあり、地域が一体となって子育てを推進していくことも重要です。

●子育てに関する悩みへの対応が求められています

子育ては悩みの連続であり、ニーズ調査においても、病気や発育・発達に関することについて の悩みや、食事や栄養に関することの相談支援が求められています。特に、相談相手がなく、悩 みの解消ができない孤立した世帯を支援することが重要です。

●仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

子どもが1歳になるまでは育児休業、その後は保育園の利用を希望する声、また、小学校就学後の放課後の過ごし方については、小学校低学年のうちは学童保育の利用を希望する声が多くなっています。保護者の共働き世帯も、就学前児童で約75%、小学生児童で約85%となっており、子どもを育てながら安心して働き続けるには、子どもや親の病気やケガ、不意の仕事といったケースに柔軟に対応できる支援体制の充実が課題としてあげられます。また、仕事と家庭生活を両立できる労働環境の整備も重要です。

第3章

計画の基本理念と 施策体系

1 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感 や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。 そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園などが子どもの視点 に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められて います。

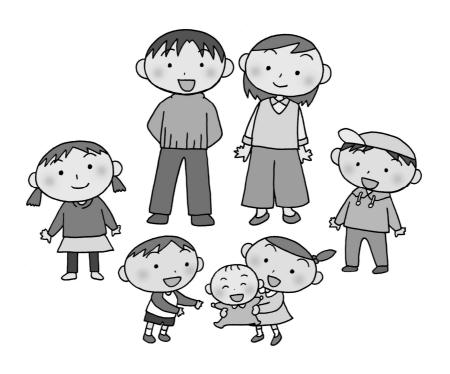
このような状況の対応に向けて、本計画では、これまでに推進してきた「第1期佐用町子ども・ 子育て支援事業計画」から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ施策を進めます。

佐用町で子育てできる良いところは、豊かな自然の中で子育てができる喜びと、温かな人柄の町民の支えがあることです。この環境を生かして、教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

また、子育ての基盤となる生活を支える住宅や教育環境、働ける場所や医療機関の確保、買い物に困らないまちづくりなど、町の施策と連携しながら進めます。

こうした子育て支援の実現を通じて、次代を担う子どもたちがのびのびと育ち、町全体の元気 や活力につながるよう下記を計画の基本理念として定めます。

のびのび佐用みんなが笑顔で育つまち



2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力をはぐく み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、 育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、女性が働きやすい環境を整えるた め、教育・保育サービスの充実を目指します。

(2) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の相談体制の確立と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障がい児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

(3) 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に、各主体が連携を取りながら子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などといった家族の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちを目指して、警察や保育園、幼稚園、学校等と連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

(4) 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの 充実を図っていきます。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のな い支援を目指します。さらに男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した 企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が 子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努め ます。

3 施策体系

【第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画を引き継いだ施策展開】

基本理念 基本目標 施策の展開 (1)教育・保育の提供区域の設定 (2)教育・保育サービスの充実 1. 子どもの成長を支える の 教育・保育の環境づくり (3)地域子ども・子育て支援事業の充実 び (4)質の高い教育・保育の推進 の び (1)妊娠・出産の支援 佐 (2)子どもとその家族への健康支援 用 (3)虐待防止への支援 2. 子どもが健やかに生まれ み (4)発達に対する支援 育つ環境づくり h (5) 障がい児施策の充実 な (6)医療給付制度の充実 が 笑 (7)ひとり親家庭の自立支援の推進 顔 (1)子育て支援ネットワークづくり で 育 (2)子どもの健全育成の推進 3. 子ども・子育てを地域で (3)安全・安心なまちづくりの推進 支え合う環境づくり ま (4)次世代の親の育成 5 (5)食育支援 (1)子育てと仕事を両立できる就労環境の充実 4. 子育てと仕事を両立できる (2)男女共同参画の意識啓発 環境づくり

第4章

施策の展開

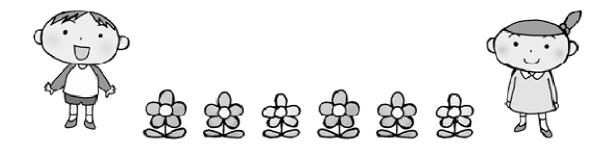
1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

(1)教育・保育の提供区域の設定

区域設定に対する国の考え方

- 〇地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の 状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 〇小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅 から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 〇地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 〇教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 〇教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状 に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町における教育・保育の提供区域は、全町的な取り組みやまちの構想に基づき、町民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、 広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。



(2)教育・保育サービスの充実

①前提となる事項

国の考え方

- 〇当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、保育ママ、 認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ○認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 - ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)
 - ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」、「利用実績」及び「ニーズ調査結果」 を利用する。

■認定区分と提供施設

| | 認定区分 | 提供施設 | | | |
|----|-----------------|--------------------|--|--|--|
| 1号 | 3-5歳、幼児期の学校教育のみ | 幼稚園、認定こども園 | | | |
| 2号 | 3-5歳、保育の必要性あり | 保育園、認定こども園 | | | |
| 3号 | 0-2歳、保育の必要性あり | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 | | | |

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ○認定こども園
- 〇幼稚園
- 〇保育園

地域型保育給付

- 〇小規模保育
 - (定員は6人以上19人以下)
- 〇家庭的保育

(保育者の居宅等において保育を行う。 定員は5人以下)

〇居宅訪問型保育

ロ 3157月1年187日 (子どもの居宅等において保育を行う。)

〇事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 〇 利用者支援事業
- 〇地域子育て支援拠点事業
- O妊婦健康診査事業
- 〇乳児家庭全戸訪問事業
- 〇養育支援訪問事業等
- 〇子育て短期支援事業
- 〇ファミリーサポートセンター事業
- 〇一時預かり事業
- 〇延長保育事業
- 〇病児·病後児保育事業
- 〇放課後児童健全育成事業 (学童保育)
- 〇実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ○多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

②教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 令和 2 年度 | | | | 令和 3 年度 | | | |
|------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------|
| 項目 | | 1号 (3-5歳 教育のみ) | 2号 (3-5歳 保育の必 要性あり) | 3号 (0-2歳 保育の必 要性あり) | 合計 | 1号 (3-5歳 教育のみ) | 2号 (3-5歳 保育の必 要性あり) | 3号 (0-2歳 保育の必 要性あり) | 合計 |
| ① 量(数) | の見込(必要利用定員総 | 27 人 | 250 人 | 91 人 | 368 人 | 27 人 | 245 人 | 90 人 | 362 人 |
| ②確保 | 認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設) | 27 人 | 250 人 | 91 人 | 368 人 | 27 人 | 245 人 | 90 人 | 362 人 |
| の内容 | 地域型保育事業 | | | 0人 | 0人 | | | 0人 | 0人 |
| 2-1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | 令和 4 年度 | | | | 令和 5 年度 | | | |
|------------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------|--|
| 項目 | | 1号 (3-5歳 教育のみ) | 2号 (3-5歳 保育の必 要性あり) | 3号 (0-2歳 保育の必 要性あり) | 合計 | 1号 (3-5歳 教育のみ) | 2号 (3-5歳 保育の必 要性あり) | 3号 (0-2歳 保育の必 要性あり) | 合計 | |
| ① 量の見込(必要利用定員総数) | | 26 人 | 237 人 | 87 人 | 350 人 | 25 人 | 227 人 | 84 人 | 336 人 | |
| ②催保 保 | 恩定こども園、幼稚園、 R育園(教育・保育施設) | 26 人 | 237 人 | 87 人 | 350 人 | 25 人 | 227 人 | 84 人 | 336 人 | |
| の内容地 | 地域型保育事業 | | | 0人 | 0人 | | | 0人 | 0人 | |
| 2-1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 項目 | | 令和6年度 | | | | |
|------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------|--|
| | | 1号 (3-5歳 教育のみ) | 2号 (3-5歳 保育の必 要性あり) | 3号 (0-2歳 保育の必 要性あり) | 合計 | |
| ① 量(数) | | | 214 人 | 81 人 | 319 人 | |
| ②確保 | 認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設) | 24 人 | 214 人 | 81 人 | 319 人 | |
| の内容 | 地域型保育事業 | | | 0人 | 0人 | |
| 2-1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育園の2つが多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育園に加え、両方の良さをあわせ持つ施設(認定こども園)を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

佐用町では、母親の就労形態の変化や<u>※保育無償化</u>による低年齢児童からの保育ニーズに応えるため、<u>※保育補助員</u>を設けるなど保育体制を強化し、就学前から学校教育へのスムーズな接続を図っていきます。また、地域型保育事業(小規模保育事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。さらに今後とも、各主体と連携を取りながら、教育・保育の質の向上を図ることに努めます。

※保育無償化・・・令和元年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

<u>※保育補助員</u>・・・子育て支援員養成講座を実施。修了者は町内保育施設で保育士の補助員と して勤務できる。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①延長保育事業 (時間外保育事業)

【事業概要】

延長保育事業(時間外保育事業)は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間(標準時間:11時間、短時間:8時間)を超えて保育する事業です。

※ 佐用町は、午前7時30分から午後6時30分までの標準時間内での保育を実施しています。

【検証】

延長保育事業(時間外保育事業)については現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

■延長保育事業(時間外保育事業)

(年間実人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|---------|---------|-------|
| ① 量の見込 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 5 人 |
| ②確保の内容 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 5人 |
| ② -① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②放課後児童健全育成事業(学童保育)

【事業概要】

放課後児童健全育成事業(学童保育)は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【検証】

放課後児童健全育成事業(学童保育)については、令和2年現在町内4カ所で実施しております。

今後も安全、適切な保育体制の維持を図りつつ、「放課後子どもプラン」の推進として、放課後子ども教室との一体的サービスの提供もしくは連携を検討し、総合的な放課後対策に取り組みます。

■放課後児童健全育成事業(学童保育)

(年間実人数)

| 項目 | | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
|----|-------|---------|-------|---------|---------|---------|-------|
| | | 低学年 | 138 人 | 127 人 | 128 人 | 129 人 | 128 人 |
| 1 | 量の見込 | 高学年 | 49 人 | 53 人 | 52 人 | 47 人 | 46 人 |
| | | 合計 | 187 人 | 179 人 | 180 人 | 176 人 | 174 人 |
| 2 | 確保の内容 | | 187 人 | 179 人 | 180 人 | 176 人 | 174 人 |
| 2- | -① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

子育て短期支援事業(ショートステイ)は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで休日・宿泊を含め一時的に児童を預かり、これらの児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

【検証】

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、事業開始当初は、受け入れ施設が1カ 所であったが、利用実績から受け入れ施設を2カ所に拡充した。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

(年間利用実人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|-------|-------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| ② 確保の内容 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に 集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【検証】

地域子育て支援拠点事業については、平成27年度にさよう子育て支援センターを集約し実施しています。ニーズ調査の結果、利用していないが72%あり、施設や実施事業のPRを図る必要がある。

また、社会福祉協議会でも、子育て中の人が気軽につどい、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、お互いが交流できるつどいの場として、「子育て広場」を開設しています。

■地域子育て支援拠点事業

(月間利用実人数)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 311 人 | 294 人 | 277 人 | 270 人 | 259 人 |
| ② 確保の内容 | 311 人 | 294 人 | 277 人 | 270 人 | 259 人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育園での就学前までの 児童を保護者の疾病、出産および親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいとき などに預かる一時預かり事業があります。

【検証】

一時預かり事業については、令和2年度の保育園規模適正化による統合により、町内6か所で実施します。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■一時預かり事業

(年間利用延べ人数)

| 項目 | | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 3~5歳 1号 | 952 人 | 952 人 | 929 人 | 888 人 | 838 人 |
| ①量の見込 | 3~5歳 2号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 0~5 歳 | 420 人 | 420 人 | 410 人 | 392 人 | 370 人 |
| ②確保の内容 | | 1,372 人 | 1,372 人 | 1,338 人 | 1,280 人 | 1,208 人 |
| 2-1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥病児·病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【検証】

病児保育事業については、現在なかよし園(佐用共立病院)へ委託して実施しており、今後 もなかよし園と連携を図りながらニーズに対応できる提供体制を確保します。

■病児・病後児保育事業

(年間利用延べ人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 47 人 | 46 人 | 44 人 | 42 人 | 40 人 |
| ② 確保の内容 | 47 人 | 46 人 | 44 人 | 42 人 | 40 人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦ファミリーサポートセンター事業

【事業概要】

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助を してほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする 会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【検証】

ファミリーサポートセンター事業については、利用実績の大半は町事業時の利用によるものであり、個人での利用は少ないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

また、提供会員数が少ないことが課題となっています。

■ファミリーサポートセンター事業

(年間利用延べ人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 111 人 | 106 人 | 106 人 | 105 人 | 100 人 |
| ② 確保の内容 | 111人 | 106 人 | 106 人 | 105 人 | 100 人 |
| 2-1 | (| 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子ども や保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等 を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育園や幼稚園等の教育・保育事業や一時預かり、 学童保育等の地域子ども子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、 専門の職員等が身近な場所(行政窓口等)で支援をします。

【検証】

利用者支援事業については、さよう母子健康包括支援センター(健康福祉課内)を核とし、 町保健師が子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、佐用 町の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や支援の紹介 などを行っています。

■利用者支援事業

(事業所数)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 |
| ② 確保の内容 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 | 1 力所 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

9乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問(生後2カ月まで)を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【検証】

乳児家庭全戸訪問事業については、里帰り出産も含めて全ての対象世帯を訪問しています。 今後も子育て家庭の状況を把握しながら、利用者のニーズに対応できる情報提供体制を確保 する必要があります。

■乳児家庭全戸訪問事業(里帰り出産を含む)

(年間利用実人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 86 人 | 83 人 | 80 人 | 77 人 | 75 人 |
| ② 確保の内容 | 86 人 | 83 人 | 80 人 | 77 人 | 75 人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師および保育士等の専門家が 訪問等により養育に関する指導、助言および家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実 施を確保する事業です。

【検証】

養育支援訪問事業については、佐用町では対象者が多く、地区担当保健師が訪問している。 乳児家庭全戸訪問事業とあわせて、適切な養育の実施を確保するための重要な事業となっています。

■養育支援訪問事業

(年間利用実人数)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 50 人 | 48 人 | 47 人 | 46 人 | 44 人 |
| ② 確保の内容 | 50 人 | 48 人 | 47 人 | 46 人 | 44 人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑪妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するため に適切な健診を行う事業です。

【検証】

すべての妊婦が、経済的な理由から、必要な時期に健診を受診せず出産に至ることのないよう、標準的な健診回数(14回)の公費負担をしています。

事業実施については、全ての妊婦が有効利用し、健康診査を必要な時期に受けることが出来 ています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる体制を確保します。

■妊婦健康診査事業

(年間利用実人数)

| 項目 | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| ① 量の見込 | 106 人 | 101 人 | 98 人 | 94 人 | 91 人 |
| ② 確保の内容 | 106 人 | 101 人 | 98 人 | 94 人 | 91 人 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

【検証】

実費徴収に係る補足給付を行う事業については実施していませんが、他に佐用町教育委員会が「佐用町立小中学校子育て支援助成事業」を実施しています。

③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)・障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

【検証】

対象となる事業者がないため、現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

(4) 質の高い教育・保育の推進

① 職員の資質向上

全町的に質の高い教育・保育を提供するため、保育園全職員、担当課職員、保健師・管理栄養士等の専門職を対象とした研修の充実を図ります。また、職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

② 就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備

就学前教育・保育から就学後の円滑な接続のためのカリキュラムを開発し、町内すべての関係施設で実施します。また、そのために合同研修の実施、職員同士の交流、情報交換等、実施主体の積極的な連携を図ります。

③ 多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育等、サービスの充実に努めます。 また、さよう子育て支援センター等を拠点とし、子育て家庭のニーズに応じて、様々なサービスをマネジメントする利用者支援体制を充実します。

2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

施策の方向性

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談等の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、虐待にあった子どもや障がいのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対して手厚い支援を行うとともに、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、多様な子育て支援サービスを図ることで、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

(1) 妊娠・出産の支援

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|-----------|---|
| 1 | 妊娠・出産支援事業 | 妊娠・出産支援事業として、妊婦健診助成事業とともに、「すてきなママになるための教室」を実施することで、妊娠・出産についての知識を提供し、妊娠から出産の時期を安心して過ごせるよう支援を行います。 |
| 2 | 不妊支援事業 | 不妊治療費補助制度として、体外受精及び特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るための治療費助成を行います。 育児不安を軽減していくため、継続的に取り組んでいきます。 |
| 3 | 不育事業 | 不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部助成を、継続的に 取り組んでいきます。 |
| 4 | 産婦健康診査事業 | 出産後の初期段階において産婦の健康診査を実施する ことで、母体の回復状況を確認するとともに産後うつ の予防及び早期発見並びに新生児への虐待予防を図る ことを目的に、継続的に取り組んでいきます。 |
| 5 | 産後ケア事業 | 家族等から産後の援助が受けられない者で、特に育児 支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不 安の軽減を目的として、継続的に取り組んでいきます。 |

(2) 子どもとその家族への健康支援

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|-------------|--------------------------|
| | | 各種乳幼児健診の受診率向上を目指すとともに、未受 |
| 1 | 健康診査事業 | 診児を把握し、健診の結果、支援が必要な母子につい |
| ' | 健康設宜事業 | て適切な指導援助を行います。また、広報等で広く情 |
| | | 報を周知し、未受診のないよう案内啓発に努めます。 |
| | | 子どもの成長段階に応じた発育、発達状況を確認し、 |
| | | 適切な食事指導を行い、相談を行うことで、育児に対 |
| 2 | 健康相談・健康教育事業 | する不安を軽減します。0歳児教室、すくすく健康相 |
| | | 談離乳食教室、ヨチヨチ健康相談、2歳児健康教室を |
| | | 実施していきます。 |
| | | 正しい知識のもと、すべての子どもが計画的な予防接 |
| 3 | 予防接種事業 | 種により疫病を免れるよう、予防接種の意義や重要性 |
| | | を十分に啓発し、その周知を図ります。 |

(3) 虐待防止への支援

| No. | 事業名 | 内 容 |
|-----|----------|--|
| 1 | 児童虐待予防事業 | 児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、児童 相談所との連携を図っていきます。また、要保護児童 対策地域協議会の開催によって、町の実情を把握しつ つ、民生委員児童委員と協力して講演会やグッズによ り啓発を展開していきます。 |
| 2 | 命の授業 | 次世代を担う子どもたちが妊娠や性行動についての正 しい知識や考えを持つことで、命の大切さを認識し望 まない妊娠出産を予防するために、助産師による「命 の授業」を継続的に取り組んでいきます。さらに心身 共に健康な大人になるよう虐待予防の啓発活動に取り 組んでいきます。 |

(4)発達に対する支援

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|--------|--------------------------|
| | | 各種乳幼児健診等のフォロー教室や保育園巡回相談を |
| | | 実施していく中で、育児不安を軽減し、障がいの早期 |
| 1 | 発達支援事業 | 発見、早期治療、早期療育に努め、医療機関と連携を |
| | | 取りながら子どもや保護者に対するフォローを推進さ |
| | | せていきます。 |

(5) 障がい児施策の充実

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|------------|---------------------------|
| | | 学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障がいの |
| 1 | 障がい児支援の充実 | ある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくると |
| | | ともに、家庭への適切な援助を行います。 |
| | | 障がいのある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、 |
| 2 | 療育相談事業 | 親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、療育相談事 |
| | | 業を実施し、地域での療育環境の充実に努めます。 |
| | | 障がい児に関するサービス利用などの情報交換の場 |
| 3 | 障がいがある子どもと | や、同じ悩みや問題等を共有し相談できる場、行事を |
| 3 | 家族への支援 | 通して親睦を深める場として、イベントや各種研修会 |
| | | 等を開催していきます。 |

(6) 医療給付制度の充実

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|--------|--------------------------|
| 1 | 医虚纵从束类 | 高等学校卒業までの子どもの医療費の自己負担分を助 |
| ' | 医療給付事業 | 成することで、子育て世代の負担を軽減します。 |

(7)ひとり親家庭の自立支援の推進

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|-------------------|--------------------------|
| | | 父又は母と生計をともにできない児童が養育されてい |
| 1 | 児童扶養手当事業 | る家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児 |
| | | 童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 |
| | | 母子・父子家庭等医療費給付として、ひとり親と高等 |
| 2 | 福祉医療費給付事業 | 学校卒業までの子どもの自己負担分の一部を助成しま |
| | | す。 |
| | 低所得家庭への経済支援 事業 | 小中学校就学援助制度として、経済的理由によって、 |
| 3 | | 就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に教 |
| | | 育費の補助を行います。 |

3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

施策の方向性

まちぐるみで子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。地域における子育て支援ネットワークの充実を図り、子どもと親双方の育ちを支援していきます。さらに次世代の親の育成を学校教育を通じて行っていくとともに、子どもの就学後の健やかな成長に向けて、地域が一体となって取り組んでいきます。さらに、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちにするため、警察や園、学校等各主体との連携を強化するとともに、安心して遊べる場を整備・構築し、子どもがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

(1) 子育て支援ネットワークづくり

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|---|---------------------------|
| 1 | | 子育て支援に関する情報を積極的に発信するととも |
| | 子育て支援に関する情報 発信及び相談支援の充実 子育て応援グループへの 支援 | に、情報の周知に努めます。また、相談体制を充実さ |
| | | せるとともに、ママプラザ事業における行事を通じて、 |
| | | 子育てに親しみやすく、子育て支援センターに来ても |
| | | らいやすい雰囲気づくりに努めます。 |
| | | 子育て家庭の親子を対象に、子育ての情報交換や仲間 |
| 2 | | づくりの場を提供したり、ママプラザにおける会員を |
| | | 対象とした子育てサークルを育成・支援したり、子育 |
| | | てグループへの積極的な働きかけを行うことで、親子 |
| | | 間の良好な関係を築き、子育て意識の醸成を図ります。 |

(2)子どもの健全育成の推進

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|-----------------------|--------------------------|
| | 子どもの放課後対策事業の推進 | 共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保すると |
| | | ともに、次代を担う人材を育成するため、また放課後 |
| 1 | | の居場所づくりの観点から、引き続き学童保育を実施 |
| | | します。また、学童保育と放課後子ども教室等との連 |
| | | 携を図ります。 |
| | 地域における子どもの 健全育成の推進 | 子どもの健全育成を推進していくために、町子ども会 |
| 2 | | による交流の機会や、町少年育成センターによる相談 |
| | | や巡回補導に取り組みます。町青少年問題協議会を開 |
| | | 催し、講話、各団体からの報告や意見交換などを実施 |
| | | していきます。 |

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| | | 安心・安全なまちづくりを推進するため、町内各所に |
| | | 防犯灯を設置するとともに、自主防犯組織である「ま |
| 1 | 防犯環境の整備 | ちづくり防犯グループ」による声かけや見守り運動を |
| ' | 別元來死の正 | 実施し、また、保育園等の施設を開放することで、子 |
| | | どもたちの緊急避難所としての機能も充実させていき |
| | | ます。 |
| | | 警察と連携し、交通安全教室や道路通行練習などの交 |
| 2 | 交通安全対策の推進 | 通安全教室を実施することで、交通安全に対する意識 |
| | | の醸成を図るなど、今後も充実した取り組みを推進し |
| | | ていきます。 |
| | 道路・施設等における バリアフリー化の促進 | 子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心 |
| 3 | | して外出できるよう、道路や公園、公共施設等におい |
| | | て、段差の解消等のバリアフリー化を促進するととも |
| | | に、通学路や歩道等の点検・整備を継続的に行うこと |
| | | で、道路状況の変化に対応し、安全な環境を整備して |
| | | いきます。また、施設のバリアフリー化の推進も検討 |
| | | していきます。 |
| | | 子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑 |
| 4 | 公園などの遊び場の整備 | 地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面に |
| | | ついて、適正な管理を行います。 |

(4) 次世代の親の育成

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|--------------|--------------------------|
| | | 中高校生が家庭の大切さや子どもを生み育てることの |
| 1 | 中高校生と乳幼児との | 喜び、楽しさ、意義を知り、次世代の親としての自覚 |
| | 交流事業 | と責任、社会性を育むため、ママプラザ事業の一環と |
| | | して乳幼児とふれあう機会の提供を行います。 |
| | | 子育て世代の結婚・妊娠・出産についての希望の実現 |
| 2 | 結婚・妊娠・出産・育児の | のため、切れ目のない支援が必要であり、ライフステ |
| | 切れ目のない支援の推進 | ージの各段階に応じたきめ細かい支援を各関係機関と |
| | | 連携のうえ推進していきます。 |

(5)食育支援

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|-----|----------------|---------------------------|
| | 幼稚園・保育園・小学校・ | 給食を通して、子ども自身が「食」に関する様々な学 |
| 2 | 中学校給食における食育の推進 | 習項目を体験し、理解を深めることで、「食」の持つ多 |
| | | 様な側面に気づき、「食」の大切さを学ぶことができる |
| | | 取り組みを一層充実させていきます。 |
| | 食育の推進事業 | 各年度毎にテーマを設定し、より一層食育を推進して |
| | | いきます。そのためには、関係各課との連携を図り、 |
| | | さらに食育の団体とも協力し、子どものライフステー |
| | | ジに応じた食育を推進していきます。 |









4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策の方向性

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、ワーク・ライフ・バランス、男女や世代間の意識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるようにするため、子育て家庭に配慮した取り組みを推進すると同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めることにも努めて取り組んでいきます。

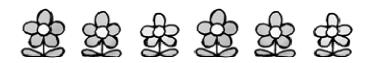
(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

| コ 子育てと仕事が両立できる 就労環境づくり に、企業の視点からの取り組みを推進することが重要です。仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や、柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行うとともに、育児休業制度の定着推進についても、関係機関 | No. | 事 業 名 | 内 容 |
|---|-----|--------------|---|
| と連携しなから、様々な機会と媒体を通して、情報の 周知に努めます。 | 1 | 子育てと仕事が両立できる | 子育てと仕事が両立できる就労環境を実現するために、企業の視点からの取り組みを推進することが重要です。仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や、柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行うとともに、育児休業制度の定着推進についても、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて、情報の |

(2) 男女共同参画の意識啓発

| No. | 事 業 名 | 内 容 |
|----------|---------------|--------------------------|
| | | 男女共同参画社会の実現に向け、住民の意識が高まる |
| | 1 男女共同参画の意識啓発 | よう情報提供を行うとともに、講座の開催など、男女 |
| 1 | | 共同参画の理解をより深めるための取り組みを行って |
| ' | | いきます。また、家庭における男女共同参画の促進に |
| | | 向けた取り組みを行うことで、一層の啓発活動に努め |
| | | ます。 |





第5章

計画の推進について

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、 地域全体で子どもと子育て家庭への支援の必要性等について深く理解するとともに、それを自ら の問題と捉え、主体的に取り組んでいく必要があります。

そのために、本町や県はもとより、家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が各主体に応じた役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが求められます。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に推進しつつ、本計画の達成に向けて、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、ホームページや広報等の様々な媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとで、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は家庭環境、 心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健全 に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスを取りながらも、多様な働き方が 選択できる、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

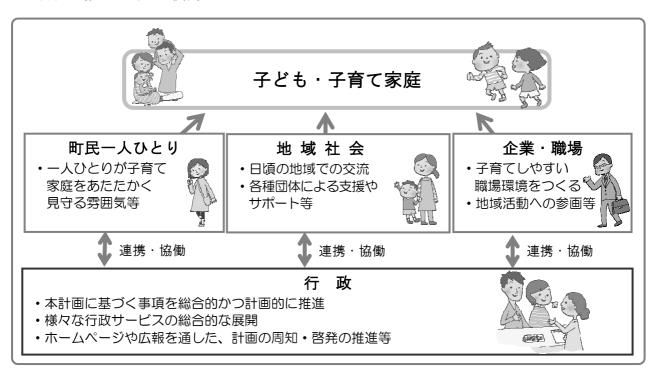
このため、企業・職場が主体となり、働きやすい職場環境をつくるよう努力するとともに、 働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら 地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく地域社会で活動している多くの団体が行政や町民と連携し、協働しながら、子どもの健全な成長を支援することが必要です。

■計画の推進に向けた役割 (イメージ)



2 計画の推進に向けた連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 町内における関係者の連携と協働

本町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じた計画的な基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めています。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となっています。

そのため、特に教育・保育施設である幼稚園及び保育園等においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う必要があるとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、町は積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域資源を有効に活用するため、地域の実情と必要に 応じて近隣市町と連携して事業を実施するなど、広域的な取り組みを推進することが必要となっています。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行い、個々のサービス特性に留意して、必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

平成27年4月、子ども・子育て支援制度により、幼稚園及び保育園等を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との 密接な連携を図ることが重要となっています。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が 可能な体制を整備しております。

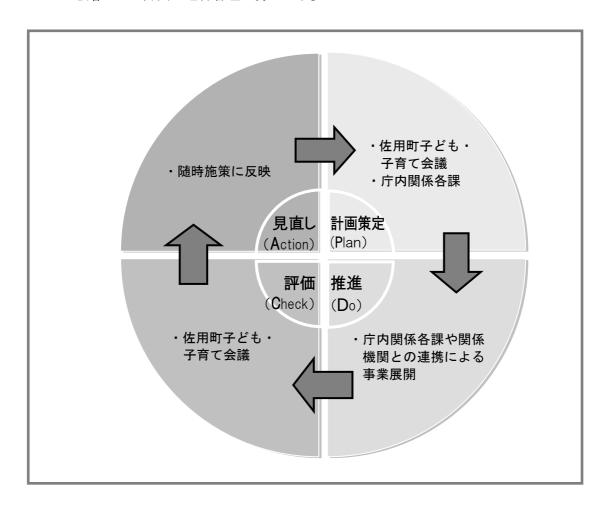
さらに、近隣市町間の連携を図るうえでは、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図っております。



3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「佐用町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan(計画) — Do(実施・実行) — Check(検証・評価) — Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



参考資料

1 ライフステージに応じた事業一覧

| 基本目標 | 妊娠前 | 妊娠期 | 1, 2, 3, 4, 5, 乳幼児期 | 6, 7, 8, 9, 小学生(低学年) | 10 11 小学生(高学年) | 12 13 中学 | 14 15 16 17 |
|------------------|---------------|---------------------|---|---------------------------------------|-------------------|-----------|-------------|
| 至平日保 | 外工 | 红州州 | | 小子王(似子平) | 小子王(同子平) | 4.4 | 王 同权王 |
| | | | ・保育園(一時預かり) ・幼稚園(預かり保育) | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | ・認定こども園(一時預かり) | | | | |
| | | | ・延長保育事業(時間外保育事業) | | | | |
| 子 ど も | | | フェーに関す場合。 1 0 | · 放課後児童健全育成事業(学 | 『重保育》 | | |
| の | | | ・子育て短期支援事業(ショートステイ) | - t t | | 1 1 | 1 1 |
| 成 長 | | | ・地域子育で支援拠点事業 | | | | |
| を 支 | | | ・病児・病後児保育事業 | | | | |
| え る 教 | | | ファミリーサポートセンター事業・利用者支援事業 | | | | |
| 育・ | | | ・乳児家庭全戸訪問事業 | | | | |
| 保育 | | | | | | | |
| の 環 | | | ・養育支援訪問事業 | | | | |
| 境 づ | | ·妊婦健康 | ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | | | | |
| ر د | | "好她健康 | ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | | | |
| | | | | - | | | |
| | | | ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための | ** | | | |
| | | | ・職員の資質向上 | _ | | | |
| | . 夕 坪 ナンー | ブル ch * + | ・就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | | |
| | · 3/18/4— | - A I C / I C / I | に地域することなる事業の元美 | | | | |
| | •妊娠•出 | 産支援事業 | | | | | |
| 子 ど も | ·不妊支持 | 接事業 | | | | | |
| もが健やかに生まれ育つ環境づくり | | | ·健診事業 | | | | |
| | .7*** | | ・健康相談・健康教育事業 | | | | |
| | | | ・予防接種事業 | | | | |
| | | | ・児童虐待予防事業 | - | | 1 1 | |
| | | | ・発達支援事業 | -tt | | 1 | |
| | | | ・障がい児支援の充実 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 1 | 1 1 |
| | | | - 療育相談事業 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 1 | 1 1 |
| | | | ・障がいがある子どもと家族への支援 | r - r | | 1 | |
| | | | ・医療給付事業 | + + + + | | + + | |
| | ・子育て支 | 援に関する | 情報発信及び相談支援の充実 | | | | |
| | | | ・子育て応援グループへの支援 | _ | | | |
| 子 ど も | | | ・佐用町教育振興基本計画の推進 | | | | |
| | | | | ・放課後子ども総合プランの推 | | | |
| も ・ 子 | | | | ・地域における子どもの健全育 | 「成の推進 | 1 | |
| 育て | | | | ・児童扶養手当事業 | | 1 | |
| を 地 域 で | | | ・福祉医療費給付事業 | | | 1 1 | |
| | pt vn ×= i + | O 20-11 | | ・低所得家庭への経済支援事 | * | 1 1 | |
| | - 防犯環境 | の発備 | - 六澤中へ対策の推進 | | | 1 | |
| | | . 治 吹 . +b=1 | ・交通安全対策の推進 ・ | | | 1 | |
| | | · 坦姆 * 胞部 | | 1 | | 1 | |
| | | | ・公園等の遊び場の整備 | | | · 由宣场开 L河 | 幼児との交流事業 |
| 9 | · 終去が氏 - か丁 4 | 偏, 屮 产. 李 · | ・中高校生と乳幼児との交流事業 | | | 下向牧生と礼 | 対ルログスルデネ |
| | 平口好"处算 | ⅳ"山座"育. | のしい 9月10日 のほい 又抜の推進 | , 学坊处会I-+1-1.7.今本不当7 | # | 1 | |
| | | | ・命吾の埃准車業 | ・学校給食における食育の推進 | | 1 | |
| 環 ゼフ | | | ・食育の推進事業 | 1 + + 1 | | + + | |
| 環境づくりが両立できる | | | ・子育てと仕事が両立できる就労環境づくり | | | 1 1 | |
| りき仕る事 | | | ・男女共同参画の意識啓発 | | | | |

2 佐用町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 10 日条例第 22 号

佐用町子ども・子育て会議条例

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規 定に基づき、佐用町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (知学)
- 第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
 - (3) 法第6条に規定する保護者
 - (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、 町長が召集する。
- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるものの他、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議 に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年佐用町条例 第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 委員名簿

(敬称略、順不同)

| 所属·役職等 | 氏 名 | 条例第3条第2項別 |
|-------------------------|-------|-----------------------|
| 佐用町青少年育成センター所長 | 茅原 武 | 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 |
| 主任児童委員 | 梶本とき子 | その他町長が必要と認める者 |
| 佐用郡医師会 | 岡本泰子 | 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 |
| 佐用町教育委員会 (教育課教育推進室長) | 大野公嗣 | 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 |
| 中学校校長代表 | 廣瀨龍哉 | 子ども・子育て支援の関係団体に属する者 |
| 小学校校長代表 | 尾﨑寿彦 | 子ども・子育て支援の関係団体に属する者 |
| 佐用マリア幼稚園代表 | 尾﨑真美 | 子ども・子育て支援の関係団体に属する者 |
| 佐用町保育園代表(代表園長) | 豊福浩子 | 子ども・子育て支援の関係団体に属する者 |
| 佐用郡PTA連合会代表 | 岩本信夫 | 法第6条に規定する保護者 |
| 佐用町子ども会連絡協議会代表 | 敏森祐子 | 法第6条に規定する保護者 |
| 佐用町保育園保護者会連絡協議 会代表 | 田中美穂 | 法第6条に規定する保護者 |
| 佐用マリア幼稚園保護者会代表 | 蔭山康彦 | 法第6条に規定する保護者 |
| 計画策定委員 | 藤木裕子 | その他町長が必要と認める者 |
| 佐用町社会福祉協議会事務局長 | 高見寛治 | その他町長が必要と認める者 |

4 策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 令和元年6月19日(水)~ 令和元年6月27日(木) | 「佐用町 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の 実施 |
| 令和元年 12 月 23 日 (月) | 第1回 佐用町子ども・子育て会議 ・委員委嘱 ・会長・副会長の選出 ・子ども・子育て支援制度について ・佐用町の現状について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて |
| 令和2年1月21日(火) | 第2回 佐用町子ども・子育て会議 ・第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の素案 について ・今後のスケジュールについて |
| 令和2年2月18日(火) | 第3回 佐用町子ども・子育て会議 ・第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の案に ついて |

5 用語解説

子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」(以下、法という)②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律他の一部改正)

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条)

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方 公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する 支援。(法第7条)

教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅または その他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家 庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どもの他、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児 保育事業、放課後児童健全育成事業(学童保育)等の事業。(法第59条)

第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度~令和6年度)

発行 編集 佐用町 健康福祉課 子育で・福祉室

住 所 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

TEL: 0790-82-0661

FAX: 0790-82-0144

発行年月 令和2年3月